

弘前 J C 特別会員規約

第 1 条 本会は弘前 J C 特別会員会という。

第 2 条 本会の事務所は公益社団法人弘前青年会議所事務局内に置く。

第 3 条 本会は公益社団法人弘前青年会議所の特別会員をもって構成し、会員相互の親睦をはかると共に公益社団法人弘前青年会議所の活動を後援することを目的とする。

第 4 条 特別会員会入会にあたって、公益社団法人弘前青年会議所より事務委託費として 10,000 円を支払う。

附 則

本規約は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。